道路運送車両法第７８条違反に係る取扱いについて

平成１９年5月１１日

道路運送車両法第78条違反に係る本会（東整振）としての取扱いは以下のとおりとする。

＜処理の流れ＞

通　報　者

○　口頭または電話にて通報

振興会本部または支所

支　部　長

○　第７８条違反関係様式１（支部長連絡用）に記載して支部長へ送付

２３区　　本部事業課

多摩八王子 多摩支所

○　支部長へ連絡の上状況確認の実施

○　第７８条違反工場を運輸支局へ報告

・可能であれば第７８条違反の状況を写した写真を添付

支　部　長

○　状況確認結果報告

・第７８条違反関係様式１（支部長連絡用）を送付

本部事業課

○　四半期毎の報告

運輸支局

○　調査・確認

○　第７８条違反行為継続確認

警告書交付

○　認証取得指導

警視庁への告発

○　調査・確認

○　第７８条違反行為継続確認

５０万円以下の罰金